

# 東日本経友会通信

## 有識者会議「中間報告案」

### 廃止を打ち出すも現制度の骨格は残す

政府の有識者会議は、四月二〇日「中間報告案」を公表し、各メディアが一斉に報道しました。中間報告案（たたき台）によると、概要の大きな方向性は、「技能実習制度を廃止し、人材確保と人材育成を目的とする新制度を創設する」としております。

しかし、一方で技能実習制度の骨格は残しており、中間報告案を取りまとめた法務省（入管庁）が議論を飛躍させ「技能実習制度の廃止」という言葉をメディアを使って意識的に一人歩きさせようとする意図が垣間見られると批判もされております。

度にするなら、技能実習・特定技能両制度とも廃止して抜本的に改革したほうが良い。全面的改正、全面的刷新という言葉がふさわしいと提言しました。又、法務省主導で特定技能へのマッチングを全国で開催していることに触れ、「結果的に地方の技能実習生を大都市圏

に引き抜いている実態を理解しているのか、特定技能制度の課題が多いにもかかわらず問題点はほとんど指摘されておらず、一元化の全体像はしめされていない」と指摘しました。

NAGOMIの武部勤会長はこの場で、「技能実習制度だけを廃止して特定技能制度に一本化するのには言語道断だ。特定技能制度についての議論が全くされていない。法務省は特定技能制度に移行することを考えていないですね」と何度も問いたました。これに対して、入管庁の福原審議官は「特定技能制度に移行することはない。」と明確に明言しました。

弊組合も引き続き武部会長と協力して、NAGOMIの提言を政府与党の政策に反映させるよう努めてまいります。

#### NAGOMI連携組織

自民党

グローバル人材推進議員連盟

公明党

外国人材の受け入れ対策本部



自民党 外国人労働者等特別委員会

一〇日の自民党外国人労働者等特別委員会で法務省（入管庁）の福原道雄審議官が有識者会議の中間報告案を説明しました。その中で、現制度の良い部分は残すと明記しているのに技能実習制度廃止という大見出しがくる内容ではないと指摘されております。

今後、整合性のある制

## 「請求書」の発行方法が変わります

申込金・残金・帰国費用等、その都度、ご請求をさせていただいておりましたが、一ヶ月の間に請求が重なった時に解りにくいお問い合わせをいただくことがありました。組合員の皆様之余計な負担を掛けさせないように

に、四月度から「未締め」の翌月初發送」の月一度の請求書発行とさせていただきます。

なお、管理費の請求に関しては今まで通りとさせていただきます。

引き続き、宜しくお願ひ致します。

適格請求書発行事業者番号

登録番号：T1-0600-0500-4881

登録年月日：令和5年10月1日

特定技能1号	技能	特定技能2号
労働者の技能水準を向上させるため、3年間の在留期間を延長	より難しい技能技能	上限なし
最長 最長5年	在留期間	配偶者・子の帯同
帯同×	家族	10人
約14万人	人数	

時給二〇〇円

四月中旬頃のメニューで都内で時給二千円的好成绩を提示する飲食店が注目を浴びておりました。コロナ前に戻りつつある中で都内の飲食店の八割以上が人手不足に陥っているというのです。

特定技能では、介護職や建設業・農業から、食品製造業へ転職するケースが急増しており、更に今後は様々な分野の業種から、雇用条件の良い飲食業や宿泊業に転職するケースが増加するのではと言われております。

また、首都圏に転職した、元実習生や特定技能者に聞き取り調査を行った結果を拜見する機会がありました。東南アジアの若者も大都市への憧れがあります。少々、生活費や家賃負担が増加しても一度は都会で生活したいと考えているようです。地方の高校を卒業した学生が東京や大阪等の大都市へ、進学や就職を希望する日本の若者となら変わりがありません。

このような状況を踏まえ、弊組合としては、組合員の皆さまの安定した労働力の確保を最優先に考え、実習終了後も特定技能者として引き続き働いてくれるように実習生に対して、できる限りのサポートを提供していきたいと考えております。

須藤 康則